

公益社団法人 日本人間ドック・予防医療学会定款施行細則

公益社団法人日本人間ドック・予防医療学会(以下「本法人」という)定款第 69 条に関する施行細則は以下のように定める。

(事業に関する細則)

第 1 条 本法定款第 5 条の規定による各号の事業を推進するにあたり、次のように定める。

- 1) 日本人間ドック・予防医療学会認定医の認定証は本法人理事長名とする
 - イ) 認定料：30,000 円
 - ロ) 更新料：10,000 円
- 2) 人間ドック健診施設機能評価の認定証は本法人理事長と一般社団法人日本病院会（以下「日本病院会」という）会長の連名とする
 - イ) 審査料：300,000 円
 - ロ) 認定料：100,000 円
 - ハ) 更新料：50,000 円
- 3) 健保連等との指定に関わる契約書類は本法人理事長と日本病院会会長の連名とする
 - イ) 健康保険組合連合会等への新規指定料：100,000 円
 - ロ) 指定事務手数料(年間)：5,000 円
- 4) 人間ドック健診情報管理指導士の認定証の認定期間は 5 年間とし、本法人理事長名とする
 - イ) 研修会受講・認定料：36,000 円
 - ロ) 更新料：10,000 円
 - ハ) 非会員研修参加者は研修受講・認定料として 40,000 円とする
 - イ) ロ) ハ) については医師、保健師、管理栄養士に限る
 - ニ) その他の職種（看護師・健康運動指導士・食生活改善指導士）は修了対象者とし、研修会受講料 16,000 円とする
 - ホ) ニ) の非会員は研修受講料として 20,000 円とする
- 5) 人間ドック健診食生活改善指導士の認定証は本法人理事長名とする
 - イ) 研修会受講料：40,000 円
 - ロ) 認定証交付手続き料：10,000 円
 - ハ) 非会員研修参加者は研修受講料として 45,000 円とし、認定証交付手続き料 10,000 円とする
 - イ) ロ) ハ) については看護師、栄養士、歯科医師、薬剤師、助産師、准看護師、歯科衛生士に限る
 - ニ) その他の職種はオブザーバー研修参加者として 40,000 円とする
- 6) 遺伝学的検査アドバイザーの認定証の認定期間は 5 年間とし、本法人理事長名とする
 - イ) 研修会受講料：6,000 円
ただし、本法人学術大会中に開催した場合は無料とする
 - ロ) 認定料：10,000 円
 - ハ) 更新料：5,000 円
 - イ) ロ) ハ) については医師、保健師、看護師、放射線技師、臨床検査技師、

- 管理栄養士、薬剤師に限り、e-learningを終了していること
- ニ) その他の職種は研修会参加と併せてe-learningを終了することを条件に修了証を交付する

(会員に関する細則)

(入会申込等の様式)

第2条 本法人定款第9条の規定による入会申込は第1号様式による。なお、施設会員の場合はその代表者（原則として施設開設者もしくは施設管理者などの医師）を登録する。施設会員の代表者は個人会員との重複は差し支えない。また入会時申請内容が変更した場合は第2号様式による。

(退会届の様式)

第3条 本法人定款第12条の規定による退会届は第3号様式による。

(年会費の金額)

第4条 本法人会員の年会費は次のとおりとする。

- | | | |
|-------------------|---------|--------------|
| 1) 個人会員 | A. 医師 | 10,000円 |
| | B. 医師以外 | 6,000円 |
| 2) 施設会員 | C. 施設 | 30,000円 |
| 3) 賛助会員 | 1口以上 | (1口 30,000円) |
| 4) 名誉会員(名誉理事長を含む) | | 免除 |
| 5) 功勞会員 | | 免除 |

- 2) 1) 個人会員 2) 施設会員、3) 賛助会員の会費は、その50%以上を公益目的事業に充当するものとする。

(年会費の免除等)

第4条の2 本法人の会員に次の状況が生じた場合には、理事会の議決を経て、会員歴その他を勘案した上で一定期間の会費の免除および5万円以内の見舞金を支給することができる。

- 1) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(激甚災害法)に指定された地域内であって、施設建物等に甚大な被害を受けた場合
- 2) 感染症の予防および患者に対する医療に関する法律(感染症法)に定めた感染症でクラスター感染が発生し、施設運営に甚大な支障が生じた場合

(名誉会員に関する細則)

第5条 名誉会員は次の項目1)もしくは2)でかつ3)に該当する者とする。

なお、推薦にあたっては事前に被推薦者本人の意志確認を取ることとし、社員もしくは理事より推薦書(第4号様式)を理事会に提出することを必須とする。

- 1) 本法人事業年度末で80歳に達し、かつ年会費を完納している者
- 2) 社員在籍10年以上を経て、かつ年会費を完納している者

- 3) 理事長、理事長代行副理事長、副理事長、理事、監事の役職
および学術大会長経験者
- 2 現在の名誉会員および名誉顧問は、希望すれば新制度の名誉会員に移行できる。
- 3 理事長および理事会の要請に対し、理事会並びに社員総会に出席して意見を述べることができる、ただし、それぞれの会議の議決権は有しない。

(功労会員に関する細則)

第6条 功労会員は次の項目すべてに該当する社員であった者とする。

なお、推薦にあたっては事前に被推薦者本人の意志確認を取ることとし、社員もしくは理事より推薦書(第4号様式)を理事会に提出することを必須とする。

- 1) 本法人事業年度末で80歳に達し、かつ年会費を完納している者
 - 2) 原則として正会員在籍20年以上を経て、かつ年会費を完納している者
 - 3) 社員在籍6年以上を経ている者
- 2 理事長および理事会の要請に対し、社員総会に出席して意見を述べることができる、ただし、議決権は有しない。

(役員等に関する細則)

第7条 理事に立候補できる年齢は定時社員総会開催年度の4月1日現在、75歳未満とする。

- 2 理事長は連続して3期(1期2年間)を限度として務めることができる。
- 3 監事については、学会運営を監査することを鑑み、理事経験があり十分な実績のある正会員とする。ただし連続して2期(1期4年間)を限度とする。
- 4 会員以外から選任する監事については、前項の規定は適用しない。

(顧問に関する細則)

第8条 顧問は本法人の会員、非会員を問わず人間ドック、健診および関連領域をはじめとした予防医療等の学識経験者である者とし、理事長が指名し、理事会の承認を得る。

(学術大会および会員集会に関する細則)

第9条 学術大会および会員集会の開催は、次の方法による。

- 1) 呼称 第 回日本人間ドック・予防医療学会学術大会
(英文名: The ~Annual Scientific Meeting of Japan Society of Ningen Dock
and Preventive Medical Care)

(学術大会長に関する細則)

- 第10条 学術大会長の選出については、候補者を公募することを前提とし、候補者の要件および具体的な選定方法については理事会が別に定める。
- 2 学術大会長は、原則としてその大会年度には社員である者。

(学術大会参加者に関する細則)

第 11 条 学術大会に参加を希望する場合は別に定められた参加費を納入しなければならない。

2 学術大会参加費は、そのつど学術大会長が定める。

3 演題発表者は、正会員（施設会員の場合はその代表者）並びに施設会員に所属する者に限るものとする。ただし、学術大会長が承認した者はこの限りではない。

(付 則)

第 12 条 本法人定款施行細則は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。

2 本法人定款施行細則は、平成 21 年 9 月 1 日より施行する。

3 本法人定款施行細則は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。

4 本法人定款施行細則は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

5 本法人定款施行細則は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

6 本法人定款施行細則は、平成 26 年 12 月 12 日より施行する。

7 本法人定款施行細則は、平成 29 年 6 月 22 日より施行する。

8 本法人定款施行細則は、2020 年 9 月 24 日より施行する。

9 本法人定款施行細則は、2020 年 12 月 17 日より施行する。

10 本法人定款施行細則は、2021 年 3 月 25 日より施行する。

11 本法人定款施行細則は、2022 年 7 月 28 日より施行する。

12 本法人定款施行細則は、2024 年 4 月 1 日より施行する。